

## 議 事 日 程 (第4号)

令和3年9月29日(水曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 報 第17号 委員長報告
- 日程第4 請願第2号 生理用品を小中学校トイレに常備することを求める請願
- 日程第5 議 第84号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議 第85号 下呂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議 第86号 下呂市観光交流センター条例について
- 日程第8 議 第87号 下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議 第88号 下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議 第89号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議 第90号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議 第102号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第13 議 第103号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例について
- 日程第14 議 第104号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 報 第18号 委員長報告
- 日程第16 議 第91号 令和3年度下呂市一般会計補正予算(第10号)
- 日程第17 議 第92号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第18 議 第93号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議 第94号 令和3年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第20 議 第95号 令和3年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第21 議 第96号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算(第2号)
- 日程第22 議 第97号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議 第98号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議 第99号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算(第3号)

- 日程第25 議第100号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議第101号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第27 報第19号 委員長報告
- 日程第28 認第1号 令和2年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第29 認第2号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 日程第30 認第3号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第31 認第4号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第32 認第5号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第33 認第6号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第34 認第7号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第35 認第8号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第36 認第9号 令和2年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第37 認第10号 令和2年度下呂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第38 認第11号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第39 認第12号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について
- 日程第40 議第105号 萩原小学校長寿命化改良2期工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第41 議第106号 萩原小学校長寿命化改良1期工事（建築）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第42 議第107号 下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（土木）工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第43 議第108号 下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（建築）工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第44 議第109号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第45 委員会提出議案第4号 下呂市議会政務活動費の交付に関する条例について
- 日程第46 議員派遣について
- 日程第47 閉会中の継続調査申出について

---

#### 出席議員（14名）

議長	一木良一	1番	鷲見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登

6番 尾里集務  
8番 田中副武  
10番 伊藤嚴悟  
13番 中島新吾

7番 中島ゆき子  
9番 今井政良  
12番 吾郷孝枝  
14番 中島達也

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	細田芳充	会計管理者	熊崎美津恵
総務部長	河尻健吾	市長公室長	野村穰
教育委員会 教務局長	吉田修	建設部長	野村直己
観光商工部長	細江博之	環境部長	小畑一郎
健康福祉部長	今瀬成行	金山病院 山務局長	加藤和男
農林部長	都竹卓	生活部長	藤澤友治
消防長	遠藤英幸	監査委員	都竹基己
金山振興 事務所長	澤田勤之	萩原振興 事務所長	松井克彦
下呂振興 事務所長	河合正博	馬瀬振興 事務所長	見廣洋始
小坂振興 事務所長	中原則之		

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	加藤鈴彦	書記	今井満
--------	------	----	-----

---

◎開議の宣告

○議長（一木良一君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスにより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

委員長報告、提案説明で演台に立たれる議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。

演台での発言を終え、自席に戻られましたら、備付けの消毒液で手指の消毒を行っていただきますよう、新型コロナウイルス感染防止に御協力をお願い申し上げます。

なお、演台につきましては休憩時に事務局で消毒を行います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（一木良一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 飯塚英夫君、4番 森哲士君を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（一木良一君）

日程第2、諸般の報告を行います。

専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

---

◎報第17号について

○議長（一木良一君）

日程第3、報第17号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第4、請願第2号 生理用品を小中学校トイレに常備することを求める請願、日程第5、議第84号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第85号 下呂市税条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第86号 下呂市観光交流センター条例について、日程第8、議第87号 下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第88号 下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第89号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第90号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第102号 下呂市過疎地域

持続的発展計画の策定について、日程第13、議第103号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例について、日程第14、議第104号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、以上11件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 中島ゆき子さん。

#### ○総務教育民生常任委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和3年9月16日午前9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和3年第6回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第84号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、議第85号 下呂市税条例の一部を改正する条例について、議第90号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、議第102号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について、議第103号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例について及び請願第2号 生理用品を小中学校トイレに常備することを求める請願について審査いたしました。

審査の結果、当委員会に付託されました市長提出の議案は全て全会一致で可決すべきものと決しました。また、請願第2号は賛成少数で不採択すべきものと決しました。

質疑の一部を紹介させていただきます。

議第84号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。委員からは、新たに創設する下呂市学校教育施設整備基金の設置目的として学校教育施設整備に必要な経費に充てるとあるが、具体的にどういう経費が充当対象となるのか、また解体経費にも充当可能かとの質問があり、執行部からは、大規模改修やある程度まとまった修繕までを充当の対象として考えています。解体経費への充当は想定していませんとの答弁がありました。

請願第2号 生理用品を小中学校トイレに常備することを求める請願では、委員から市内小・中学校の現状の対応方法についての質問があり、教育長からは、現在、保健室に生理用品を常備しています。保健室は子供たちの悩み事などの相談機能も有しているので、トイレに常備すると誰が使用したか分からないため、養護教員が精神的なケアができない状況になることを懸念していますとの答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告といたします。

#### ○議長（一木良一君）

続いて、産業経済委員会委員長 尾里集務君。

#### ○産業経済常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。

産業経済常任委員会委員長、委員長の尾里が報告をいたします。

9月17日金曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、議長、市長、副市長、担当部課長出席の上、令和3年第6回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第86号から議第89号及び議第104号の計5議案について審査を行いました。

5議案の審査結果については、全て可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介いたします。

議第87号 下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について及び議第88号 下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。概要といたしましては、市内の下水道整備事業及び特定環境保全公共下水道整備事業がおおむね完了したことに伴い、受益者負担金の賦課徴収や受益者分担金の賦課徴収について、町村合併前の旧町から継続されてきた取扱いの一部を市内統一して運用するためのもので、これまで割引制度として設定してありました前納報奨金の廃止や特定環境保全公共下水道に接続するために納めていただく受益者分担金の金額について、市内一律で20万円に統一されるなどの説明を受けました。委員からは、町村合併以来17年が経過しており、統一することは評価したい。その上で、今後において下水道接続への未加入者に対する対応や、未加入者に対して接続時の経済的負担を和らげるための補助金の創設の考えはあるかなどについて質問がありました。執行部からは、加入時の補助金の創設については、既に参加されてみえる方との不公平が生じるため創設は難しく、経済的負担を考慮すると地道にお願いしていくしかないという答弁がありました。委員からは、計画時の基本理念に基づき地道な加入促進について取り組まれない旨の意見がありました。

以上、産業経済常任委員会委員長報告とさせていただきます。

#### ○議長（一木良一君）

先ほど、常任委員会の委員長報告を求めた際に、「産業経済常任委員会」と言うべきところを「産業経済委員会」と申し上げたようでございますので、訂正をさせていただきます。

---

#### ◎請願第2号及び議第84号から議第90号まで及び議第102号から議第104号までについて （質疑・討論・採決）

#### ○議長（一木良一君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本11件に反対者の発言を行います。

反対者、討論。

[挙手する者あり]

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

議長の発言の許可がありましたので、請願第2号 生理用品を小中学校トイレに常備することを求める請願に対する反対討論を行います。

本年6月定例会の一般質問、そして今回の請願と大変関心が高く、このコロナ禍の中、生理の貧困が社会問題となっています。質問された議員や今回の請願紹介議員によりますと、現場の声としまして、養護教員から聞き取られたとの説明がありました。しかしながら、学校長の見解や、そして一番の当事者である児童・生徒との、その保護者の思いを確認されたのか、甚だ疑問であります。大変デリケートな事柄であり、賛否両論があることは予想されます。学校側の総意を取り付けることは大変困難であることは予想されます。

大学や高校では常備され始めているようですが、しかしなぜ今このタイミングで大人たちだけの事情で決めつけて常備する必要があるのでしょうか。試験的に配置してみて、その反応、問題点が見えてくるのではないですか。そういったプロセスを踏まえ、学校側から常備したいとの声が上がってからでは駄目なんでしょうか。

よって、生理用品を学校側の意見、考え、思いが反映されないまま市内全小・中学校のトイレに一方向的に常備することには反対いたします。

○議長（一木良一君）

次に、本11件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、本11件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

請願第2号 生理用品を小中学校トイレに常備することを求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手少数です。よって、請願第2号については、不採択とすることに決定されました。

議第84号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第84号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第85号 下呂市税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第85号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第86号 下呂市観光交流センター条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第86号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第87号 下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第87号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第88号 下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第88号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第89号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第89号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第90号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第90号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第102号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第102号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第103号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕



挙手全員です。よって、議第103号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第104号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第104号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎報第18号について

#### ○議長（一木良一君）

日程第15、報第18号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第16、議第91号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、日程第17、議第92号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第18、議第93号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議第94号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第20、議第95号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第21、議第96号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第22、議第97号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議第98号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議第99号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第25、議第100号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第26、議第101号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、以上11件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 今井政良君。

#### ○予算特別委員長（今井政良君）

皆さん、おはようございます。

予算特別委員会の委員長報告をいたします。

令和3年9月21日火曜日午前9時30分から本庁3階第1会議室におきまして、当委員会を開催いたしました。出席者は議長及び委員13名と、執行部から市長、副市長、教育長、各担当部課長出席の下、開催いたしました。令和3年第6回下呂市議会9月定例会において予算特別委員会に付託されました議第91号から議第101号の一般会計補正予算、7特別会計補正予算、3企業会計補正予算について審査をいたしました。

審査結果については、全議案とも全て可決すべきものと決しました。

審査内容について一部を述べさせていただきます。

ワクチン接種に関わる職員の時間外手当及び市の集団接種についての問いに対しまして、時間外手当については6月の補正予算で計上しており、市の集団接種は9月19日に1回目として330名接種し、10月10日に2回目で終了となり、その後は個別接種となるため職員の出役はないと答

弁されました。

ふるさと納税推進事業で、納税額を3億円から5億円に増額を見込んだ理由については、現在、今年は昨年に比べ160%の伸びで返礼品も357品目から475品目に、また取扱い事業者も54社から65社に増えており、今後を見据えた金額と答弁されました。

アグリチャレンジサポート事業の今後の新規就農事業の見通しについての問いに対しまして、市として毎年3名の新規就農を予定している。就農に当たっては農地と住居が必要であるが、農地の確保が難しいのが現状である。しかしながら、条件を整え、令和6年には50名を目標にしていると答弁されました。

林業振興についての地域材の活用状況についての問いに対しまして、利用者25棟のうち市内8棟、市外13棟、県外4棟の活用があると答弁されております。

萩原地域の踏切道整備について、防災安全交付金交通安全事業から道路新設改良事業に変わった理由についての問いに対しまして、国の制度変更によるもので、JRとの協議により、令和4年度、早期に工事着手するため、今年度は用地測量、補償調査を前倒しし実施するとの答弁でありました。

以上で、当委員会に付託されました案件について、予算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

---

#### ◎議第91号から議第101号までについて（質疑・討論・採決）

##### ○議長（一木良一君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本11件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本11件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第91号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第91号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第92号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第92号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第93号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第93号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第94号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第94号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第95号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第95号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第96号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第96号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第97号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第97号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第98号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第98号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第99号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第99号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第100号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第100号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第101号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第101号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎報第19号について

#### ○議長（一木良一君）

日程第27、報第19号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第28、認第1号 令和2年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第29、認第2号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第30、認第3号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第31、認第4号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第32、認第5号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第33、認第6号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第34、認第7号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第35、認第8号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第36、認第9号 令和2年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第37、認第10号 令和2年度下呂市下水道事業会計決算の認定について、日程第38、認第11号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第39、認第12号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 中島ゆき子君。

#### ○決算特別委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和3年9月22日、24日、27日の3日間9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、議長及び委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部の出席をいただき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めて決算特別委員会を開催し、令和3年第6回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました令和2年度の一般会計決算、7つの特別会計決算及び4つの公営企業会計決算の認定について審査をいたしました。

審査の結果、認第4号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定、認第6号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定から

認第9号 令和2年度下呂市水道事業会計決算の認定までの4議案及び認第11号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定、認第12号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定については全会一致で、認第1号 令和2年度下呂市一般会計決算の認定から認第3号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定までの3議案、認第5号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定及び認第10号 令和2年度下呂市下水道事業会計決算の認定については賛成多数で認定すべきものと決しました。

質疑の一部を紹介させていただきます。

認第1号 令和2年度下呂市一般会計決算の認定では、市営住宅の管理について、委員から、住宅改築の推進は市民生活を支える重要な政策であると思うが、今後の市営住宅に対する市の考えはどの質問がされ、令和2年7月豪雨等で被災された方の住まいとして市営住宅が有効に活用できたという実績もありますので、需要があれば住宅確保に向け検討していきたいとの答弁がありました。

また、道路橋梁の維持管理に関して、老朽化する橋梁の長寿命化を図るための橋梁点検の結果とその結果に基づく補修計画についての質問には、橋梁点検は5か年計画としており、令和2年度には10メートル以上の橋梁89橋を外部委託により実施した。この点検による判定結果に基づき、補修に係る優先順位を決定していきたいとの答弁でした。

認第8号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定では、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校に伴い返品することができない給食用食材の取扱い方法について質問があり、生鮮食品については無駄にならないよう市内の老人福祉施設やこども園にお声がけし、希望があったところに無償で配付して有効活用を図りましたと答弁がありました。

認第12号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定では、地方公営企業会計に関する法令改正により平成26年度から市からの繰入金は資本の部の資本金に整理すべきところ、負債の部の繰延収益の長期前受金に誤って処理していたことから、過去の処理誤りを令和2年度決算で修正したとの報告がありました。これは、法令に基づく会計基準の解釈誤りが継続されていたことが原因であり、このことを深く反省し、組織のチェック機能の強化に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、決算特別委員会の報告といたします。

---

#### ◎認第1号から認第12号までについて（質疑・討論・採決）

##### ○議長（一木良一君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

私は、決算認定について反対討論をいたします。

最初に、2020年、令和2年度の一般会計決算の認定に反対討論をします。

2020年度は、前年度に比べ46億円以上も大きい決算額となりました。これは、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための事業が多いことによるものです。経験のないこの感染症による市民の暮らしや経営への対策、医療や福祉と公衆衛生の対応など、本当に大変な1年でした。さらに、7月の大雨による災害の発生は、市民生活に本当に大きな影響を与えました。このダブルの困難な中で、市民の皆さんが懸命に協力してくださったことに感謝を申し上げます。また、職員の皆さんが本当に奮闘されたことに敬意を表するものです。

私たちは、2020年度の予算に対して、第1に、広域の下呂市の周辺部を支えるべき振興事務所の課長職を廃止したこと、合併して以後、周辺部の人口が大きく減少する中で、地域を守るためにやってはならないことであり、周辺部の切捨てにつながることになることと繰り返し指摘し、反対してきました。

第2には、市が重点プロジェクトに掲げる人口減少問題への対応についても、子育て支援の具体化と強化を積極的に進める事業が組み立てられていないことを指摘しました。

第3に、この2つの問題のポイントは、職員の削減と組織のスリム化を進める方向ということです。この方向では、市民の暮らしや経営、健康や福祉、安心と安全を守れないということ、行財政改革を強調して、合併してから職員の削減を進めたことで職員の年齢構成の偏在、こういった問題が生まれました。職員の定数適正化計画を基本的に見直すことが求められていました。とりわけ、災害等に対する危機管理の体制が問われることになることと強く指摘をしました。

また、財政の厳しさが繰り返し強調されましたが、私たちは市民のための予算には財政調整基金など、積極的に活用すべきだと主張しました。

市執行部の姿勢と方向性が示された予算であることから問題を指摘して、2020年度の一般会計予算に反対をしました。2020年度において、市民はコロナ感染の拡大と大雨による災害、そして消費税の10%の引上げという大変な状況でした。その中で、私たちの行った指摘が基本的に改善されなかった2020年度の決算には賛成できません。

4月には、市長と市議会議員の改選が行われましたが、改選されて1か月後に合掌村での使途不明金が明らかになり、大きな衝撃でした。職員による多額の着服事件は、市民の信頼を損ねることになりました。市の不祥事再発防止委員会や市民による経営改善委員会などによる指摘や対策を受けて、執行部と職員は日常の業務に誠実に取り組んでください。特に、執行部が、職員が

やりがいや生きがいを感じることで、そういう職場づくりにしっかりと向き合うことを強く求めて反対討論にします。

次に、国民健康保険事業特別会計について反対します。

国保は、国民のみんなが入る保険、この制度を支え、高齢者など社会的に弱い人たちの命綱になっています。1人平均3,000円もの保険税を値上げした予算に反対しました。高齢者の貧困の中で年金が下がり、税金が上がるのでは生活は大変になるばかりです。下呂市における国保世帯の年間平均所得は、全国平均より低いのです。一般会計からの繰入れは、地方自治の問題として国も認めていることです。

下呂市の国保税の決定権は下呂市にあります。市民生活を守る立場で、命綱である国保税の値上げをしないよう、人頭税とも言える子供への均等割をなくすこと、疾病予防事業の対象拡大充実を図ることなどを強く求めますと同時に、国保の構造的問題解決に向け、国庫負担を元に戻すよう国に強く求めていくことを強く主張します。

次に、後期高齢者医療特別会計には、高齢者を差別する医療制度そのものに反対の立場から賛成することはできません。

次に、介護保険事業勘定特別会計については、介護現場の人手不足は深刻です。地域支援事業においても、サービスが必要とする人に十分に実施できていない現状を決算は表しています。これでは、市民にとって保険料を払って介護サービスを受けられないという状況がさらに大きくなってしまいます。

事業者の皆さんの声を受け止めた取組など、いろいろ努力されていますが、市としてももう一歩踏み出した提案を具体的に示す必要があるのではないのでしょうか。

高齢化が進み、介護サービスの充実が求められているとき、その将来の介護問題を打開する方向性を示していくべきです。そうした現状であるだけに、国や県に対して人材不足対策、働く人の処遇改善など、しっかり声を上げていくことを強く強く求めていきます。

最後に、下水道事業会計では、岐環協との合理化協定に基づいた事業委託の在り方の見直しが必要との立場から賛成できません。それは、現場での市の責任と現場業務に係る技術の継続が図れるのか、守れるのか、将来の不安が強くあるからです。

以上で、反対討論といたします。

#### ○議長（一木良一君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

認第1号 令和2年度下呂市一般会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第1号については、認定することに決定いたしました。

認第2号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第2号については、認定することに決定いたしました。

認第3号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第3号については、認定することに決定いたしました。

認第4号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第4号については、認定することに決定しました。

認第5号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第5号については、認定することに決定しました。

認第6号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第6号については、認定することに決定いたしました。

認第7号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第7号については、認定することに決定いたしました。

認第8号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第8号については、認定することに決定いたしました。

認第9号 令和2年度下呂市水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定でありま



す。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第9号については、認定することに決定いたしました。

認第10号 令和2年度下呂市下水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第10号については、認定することに決定いたしました。

認第11号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第11号については、認定することに決定いたしました。

認第12号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第12号については、認定することに決定いたしました。

---

#### ◎議第105号から議第108号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（一木良一君）

日程第40、議第105号 萩原小学校長寿命化改良2期工事（建築）請負契約の締結について、日程第41、議第106号 萩原小学校長寿命化改良1期工事（建築）請負契約の変更契約の締結について、日程第42、議第107号 下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（土木）工事請負契約の変更契約の締結について、日程第43、議第108号 下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（建築）工事請負契約の変更契約の締結について、以上4件を一括議題といたします。

初めに、議第105号及び議第106号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

##### ○教育委員会事務局長（吉田 修君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議第105号 萩原小学校長寿命化改良2期工事（建築）請負契約の締結について。

萩原小学校長寿命化改良2期工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結したいので議会の議決を求める。

1. 工事名、萩原小学校長寿命化改良2期工事（建築）。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、4億4,957万円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地、金子工業株式会社、代表取締役社長 金子健一郎。令和3年9月29日提出。

提案理由でございます。萩原小学校長寿命化改良2期工事（建築）の請負金額が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付

さなければならぬ契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

2ページに、入札執行結果公表一覧表がございます。

仕様書番号としまして、教工第15号。工事名が、萩原小学校長寿命化改良2期工事（建築）。

工事概要でございますが、長寿命化改良工事一式としております。躯体の長寿命化、外壁、防水、内装、外構等の改修。こちらは北校舎のRC造4階建て、面積が3,209.51平方メートルでございます。あと、プレハブ倉庫の建築1棟と、外構工事としまして、中庭と駐車場の整備等がございます。入札年月日が、令和3年9月10日。工期が、本契約日の翌日から令和4年11月30日までの予定でございます。

落札業者は先ほど申しましたとおりでございますが、9月22日に代表者が変更となっております。入札の時点では、前社長の金子文一様でございます。

詳細につきましては、表のとおりでございます。

続きまして、議第106号 萩原小学校長寿命化改良1期工事（建築）請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工事名、萩原小学校長寿命化改良1期工事（建築）。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、変更前が5億2,646万円、変更後が5億4,296万円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地、金子工業株式会社、代表取締役社長 金子健一郎。令和3年9月29日提出でございます。

提案理由でございます。萩原小学校長寿命化改良1期工事（建築）の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

4ページに、変更内容の説明資料がございます。

仕様書番号 教工第14号、令和2年度からの事業でございます。2. 工事名、萩原小学校長寿命化改良1期工事（建築）。3. 契約金額、変更前、変更後は今ほど申し上げたとおりで、増額が1,650万円でございます。変更理由・内容でございます。当初設計時には予測することができなかった躯体コンクリートのジャンカ・欠損をはじめ、外壁のひび割れや浮き補修等、長寿命化を図る上で必要な構造体の劣化防止対策を追加するとともに、既存材の不良箇所について部材の取替えや追加施工を行います。このことで増額となるということでございます。

また、減額の要因もございまして、工事ヤードとしての学校敷地の利用や学校運営の動線等に配慮した仮設計画の変更、簡単に言いますと、安全性の面と工事のしやすさ、学校サイドの使いやすさという点で見直しをしておりますが、そのことに伴いまして、リサイクル倉庫の建設及び学校給食センター跡地の駐車場の舗装整備につきましては1期工事から2期工事へ先送りするというので、この部分は減額の要因となっております。差引きで1,650万円の増額の変更という

ことでございます。

説明は以上でございます。2議案につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

次に、議第107号及び議第108号について、提案理由の説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（小畑一郎君）

それでは、5ページをお願いしたいと思います。

議第107号 下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（土木）工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工事名、下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（土木）工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、変更前、13億9,480万円、変更後、16億1,518万1,700円。4. 契約の相手方、曙・金子・日産特定建設工事共同企業体、代表者、岐阜県下呂市森191番地1、曙開発株式会社、代表取締役 松田秀弘。令和3年9月29日提出。

提案理由でございます。下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（土木）工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次ページをお願いします。

変更内容の説明資料になります。

3番目ですが、契約金額ということで、変更前、変更後の金額につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。これによりまして、2億2,038万1,700円の増額というものでございます。4. 変更理由・内容でございますが、本処分場の敷地造成のための盛土において、仮置きする現場発生土の土質試験を実施した結果、主に粘性混じり土であり、盛土材としては不適合との判定であったことから、施工方法の検討を行い、土量約3万立方メートルに対する土壌改良工の追加が主なものでございます。

続いて次ページ、議第108号でございます。

下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（建築）工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工事名、下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（建築）工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、変更前、4億6,640万円、変更後、4億7,888万1,700円。4. 契約の相手方、日産・金子・曙特定建設工事共同企業体、代表者、岐阜県下呂市萩原町跡津439番地の1、日産工業株式会社、代表取締役社長 島秀太郎。令和3年9月29日提出。

提案理由でございます。下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（建築）工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定

する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次ページをお願いしたいと思います。

変更内容の説明書でございます。

3番目、契約金額でございますが、変更前、変更後につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。これによりまして、1,248万1,700円の増額となります。4. 変更理由・内容でございますが、本処分場で使用する設備機械において、浸出水ピット及び貯留槽の位置の変更に伴ってポンプ設備、配管路等の増設及び仕様の変更を行います。また、換気設備の集じんフィルターについて、維持管理上の観点から安易に交換できる仕様に変更することが主な理由でございます。

以上、2議案、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本4件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

素朴な質問をさせていただきますけれども、これは公共事業で大切な学校並びに最終処分場等々で大事な事業ですが、一般的に、非常に変更が多いという素朴な認識を持つんですけれども、やはり発注者のほうでの当初のしっかりとした業者との説明、並びにその辺に対してどのような方向でこういう変更が常々されておるのか。

大型事業はほとんどこういうことが起きるといふふうに認識しておりますが、我々からしてみると、でき得る限り変更が少ないほうが理解できると、こういう認識でおりますので、これは発注者のほうでの一つ説明をいただきたいと、こういうことでこうなるんだというような気がしますが、御説明をいただきたいと思います。

○議長（一木良一君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（吉田 修君）

萩原小学校につきましては、先ほど説明しましたジャンカという豆板状のものとか欠損とか、そういうものも言い訳になってしまうんですが、天井、床、壁、そういうものをはぐって見ないと実際のところ分からないという事情がございまして、いろいろ反省点もございまして、できるだけ事前に調査をすると、できる限りでということ担当者ととも話をしておるところでございます。

今後も長寿命化の事業が続いていきますので、今回、いろいろ反省点がございまして、それを生かしていくように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（一木良一君）

環境部長。

○環境部長（小畑一郎君）

今の変更の理由ということでございますが、今回、最終処分場については大きな金額の変更が生じたというものでございます。

今回につきましては土木と建築を分離発注しておりますけれども、土木については、当然、事前に現場の試掘等を行って調査は行っておるんですけども、そこでどうしても分からないことがどうしても出てきますし、掘ったことで分かるというところがございますので、なるべく変更は避けたいと思っておりますけれども、どうしても変更は出てきます。これにつきましては、工事事業者と工程会議を重ねましてやり取りしながら、なるべく金額が抑えられるような方向で、増減ということで対応しているんですけども、今回につきましては地盤が軟弱地盤であったということで、これにつきましては地盤改良して行うのか、それかもしくは購入土を盛って、処分して購入土を買うという方法もございますが、いろいろ工法検討した上でなるべく経済的に安い安価な方法ということでやらせていただいておりますけれども、なるべく今後、こういった大きな変更を伴わないように細心の注意を払って進めてまいりたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（一木良一君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

説明で変更がやむを得ないということは理解できますが、今後、やっぱり後悔のない施設にさせていただかないとということで、しっかりしたものを建てていただきたいと、これは強くお願いをしておきます。

しかし、やっぱりこういう目的を持って大きな大型事業をやる場合は、やっぱり事前の緻密な調査がやはり我々としては必要ではないかということを感じますので、でき得る限りそういうことが少ないように事前の調査をしていただきたい。お願いしておきます。以上です。

○議長（一木良一君）

市長。

○市長（山内 登君）

私も、やはり一般市民の方々の思いからすれば、やはり金額的に大きいと、一体何をやっているんだというような御指摘を受けても、これは当然だと思っております。

今は環境部と、そして教育委員会のほうでこのような見積りを立てておるわけなんです、やはり建設の専門家とか土木の専門家、そういうものをもう少ししっかりと育てながら、そして建設部としっかりと連携は取っておるんでしょうが、まだまだ私の目から見ても足りない部分がございますので、今後は今御指摘されたことのないように、しっかりと事前の精査をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第105号から議第108号までの4議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第105号から議第108号までの4議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本4件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本4件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第105号 萩原小学校長寿命化改良2期工事（建築）請負契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第105号は原案のとおり可決されました。

議第106号 萩原小学校長寿命化改良1期工事（建築）請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第106号は原案のとおり可決されました。

議第107号 下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（土木）工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第107号は原案のとおり可決されました。

議第108号 下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場建設（建築）工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第108号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をさせていただきます。よろしくお願ひします。

開始は、館内放送にて御案内いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（一木良一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、請願第2号 生理用品を小中学校トイレに常備することを求める請願に対して、原案に対する反対者として3番 飯塚議員が反対討論を述べました。それに対する説明を再度求めたいとの意見が、ただいまの休憩時に口頭にて13番 中島新吾君より求められましたので、改めて3番 飯塚議員、先ほどの反対討論の趣旨について再度説明をお願いしたいと思います。

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

議長の発言の許可が出ましたので、改めて反対討論の趣旨を説明させていただきます。

私は、まずこの請願文が出てきたことに非常に感銘を受けて、非常に関心を持ったことは事実です。請願そのものを否定する気はさらさらございません。ただし、この一方的に生理用品を個室トイレに置くことになったから、明日から学校に置くことになったからと、一方的に大人たちが決めつけておくことに対してのそのプロセス自体に異を唱えたわけであります。

そこで、学校側の意見、考え、思いを十分確認され、学校側から話が持ち上がってきたら非常にこれはいいことでありまして、この思いが反映されないまま市内の全小・中学校に一方的に常備することに反対したものであります。以上であります。

○議長（一木良一君）

引き続き、会議に入ります。

---

◎議第109号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第44、議第109号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

初めに、議第109号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第109号の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、早期復旧が求められている災害復旧事業、コロナ感染症第6次対策にさらに追加して対策を講じる必要がある費用など、早急に対応しなければならない事業費について上程をさせていただいております。

主なものは、さきの8月豪雨の災害対策では、応急復旧費を含む災害復旧事業として農業施設、林道、市道、河川、公園に係る事業費を、また災害対応では、災害救助等に出動した消防団員や

市職員に係る手当等を計上しております。

コロナ対策では、行政検査の対象外となった園児、児童・生徒等へのPCR検査費用などを計上しております。

また、これ以外では、下呂市観光交流センターの施設運営を確実に進めるため、令和4年度以降の指定管理料に係る債務負担行為などを計上させていただいております。

詳細につきましては総務部長が説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一木良一君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第109号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第11号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

令和3年度下呂市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,983万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも263億9,782万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正によります。

第3条は地方債の補正で、地方債の変更は、第3表 地方債補正によります。令和3年9月29日提出。

12ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正の追加でございます。

1つ目は、観光交流センターを令和4年4月から確実に運営するための準備行為等を直ちに進める必要があり、令和4年度から5年度までの指定管理料を限度額3,800万円として計上するものでございます。

もう一つにつきましては、公共土木施設災害復旧事業については、今回補正分と5月災害分を含め事業規模が大きく、標準工期を考慮し年度内完了が見込めないため、令和4年度の限度額3億6,180万円を計上するものでございます。

13ページをお願いします。

第3表 地方債補正で、災害復旧債に係る補正でございます。

追加する災害復旧債は、農業施設等災害復旧事業分で640万円の増額でございます。

また、変更する災害復旧債は、公共土木施設災害復旧事業分で6,080万円を増額するものでございます。

次に、今回の補正内容は事項別明細書にて説明をいたします。16ページをお開きください。

歳入でございます。



13款分担金及び負担金、1項分担金、4目災害復旧費分担金293万1,000円の増額は、農業施設の災害復旧事業に係る分担金でございます。

その下、15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金7,150万2,000円の増額は、市道や河川の災害復旧事業に係る国庫負担金でございます。

最下段で、同じく国庫支出金、9目災害復旧費国庫補助金668万2,000円の増額は、しらさぎ緑地公園の災害復旧事業に係る国庫補助金でございます。

17ページをお願いします。

16款県支出金、2項県補助金、9目災害復旧費県補助金1,851万8,000円の増額は、農業施設の災害復旧事業に係る県補助金でございます。

その下、19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金1億1,300万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から繰り入れるものでございます。

最下段、22款市債、1項市債、9目災害復旧債6,720万円の増額は、農業施設の災害復旧事業に係る農業施設等災害復旧債640万円、市道や河川の災害復旧事業に係る公共土木施設災害復旧債6,080万円でございます。

18ページを御覧ください。

歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費29万2,000円及び6目学童保育費47万6,000円の増額は、コロナの関係で調理員や補助員の出勤が増え、今後の報償費が不足するため増額するものでございます。

その下、同じく民生費、5項災害救助費、1目災害救助費は1,084万5,000円の増額で、8月豪雨災害の救助対応等に出動した市職員の時間外勤務手当等の増額でございます。

19ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は200万円の増額で、コロナの予防対策として行政検査の対象外となった園児、児童・生徒等へのPCR検査費用でございます。

その下、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は500万円の増額で、8月豪雨災害の救助対応等に消防団員が出動したことにより今後の出動手当に不足を生じるため、費用弁償を増額するものでございます。

最下段で、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費は3,639万円の増額で、内訳は、現年補助農業施設災害復旧事業として頭首工、用水路3か所の施設整備工事で2,849万円と、現年市単農業施設災害復旧事業として農道等の応急復旧に係る委託料などの790万円でございます。

20ページをお願いします。

同じく災害復旧費、3目林業施設災害復旧費は2,062万4,000円の増額で、内訳は、現年市単林業施設災害復旧事業として、林道等10路線38か所の応急復旧に係る委託料の1,990万円が主なものでございます。

その下、同じく災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は1億6,510万円の増額で、内訳は、現年補助災害復旧事業として市道、河川12か所の施設工事費で1億720万円と、21ページに移りますが、現年市単災害復旧事業として市道、河川12か所の施設整備工事で5,790万円でございます。

その下、同じく災害復旧費、1目その他公共公用施設災害復旧費は2,510万6,000円の増額で、しらさぎ緑地公園内の舗装等の施設整備工事に係るものでございます。

最下段で、14款予備費は、今後の台風災害など、有事の際に対応するため1,400万円を増額するものでございます。

22ページをお願いします。

こちらは、一般職の給与費明細書でございます。

上段表の総括表の総括の比較欄を御覧ください。

職員手当1,084万5,000円の増額は、8月豪雨災害の災害救助等に出動した職員の時間外勤務手当等でございます。

続いて、24ページは会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上段の表の総括の比較欄を御覧ください。

報酬66万円、職員手当2万9,000円の増額は、林業施設災害復旧事業の事務量の増加により、会計年度任用職員1名を採用するものでございます。

26ページをお願いします。

こちらは、先ほど第2表で説明をいたしました債務負担行為に関する調書でございます。

27ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和3年度末の残高見込額で、221億8,223万6,000円となる見込みでございます。

以上で、令和3年度下呂市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 中島達也君。

#### ○14番（中島達也君）

1点だけお聞きしたいと思いますが、先ほど委員長報告もあつたんですが、産業経済常任委員会をちょっと傍聴していませんでしたので確認したいんですが、債務負担行為ですね、2年間の債務負担行為ですが、令和4年から5年ということで、これから見るには、大体、指定管理の期間を2年契約と、それから年間1,900万というような形ということで理解してよろしいのか、その1点だけお聞きします。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

指定管理期間は2年としておりますので、1年1,900万ということになります。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

ありがとうございました。

駅前の総合案内所もありますので、発信する場所があれば歩く人にとっても大変いいんじゃないかというふうに私は思っておりますので、しっかりした情報発信をしていただくようお願いいたします。以上で終わります。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

7番 中島ゆき子君。

○7番（中島ゆき子君）

2点伺います。

今ほどの12ページ、債務負担行為についてでございます。

今ほど、指定管理期間が2年ということでしたが、ここの観光交流センターにつきましては来年4月初めてオープンするというので、まずは1年間様子を見てからのその後の指定期間を増やすというような考え方がよろしいのではないかと思います。初めから2年の指定期間にされたということについて、そこの辺の説明をもう一度お願いいたします。

もう一点、補正説明書の19ページをお願いいたします。

保健衛生費のPCR検査の件です。

今回、予算が200万円ですが、PCR検査1回につき幾らで何回分の予算を取ってみえるのか、あと個人負担はどのくらいのを考えてみえるのかについて伺います。

以上、2点、お願いいたします。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

指定期間2年というのは、まず指定管理の統一基準におきまして、市の補填リスク、要は市のほうが総予算のどれだけを支出しておるのかという割合がございまして、その80%以上の場合は指定期間を2年とするということでございます。まず1点。

それから、今回の指定管理は、我々は特定指名を考えております。

想定される事業者においては、現在、下呂駅前の総合案内所を既にやっておられること、また

市内の各観光の情報をいろんな市外の事業体との連携をしておられますので、そういった情報がそちらのほうでしっかりと発信できること、またこの場所は観光交流室、それからイベント、そういったところもできるようになっておりますが、そういうことをもう既に白鷺橋でありますとか、そういったところで既にその事業体はやっておられますので、この施設を有効に活用していただけると、そういうことを考えて、初年度、初めての施設でございますが、十分2年間の指定管理を務めていただけるというふうに思っておりますので、指定管理を2年、初年度から指定管理とする予定でございます。以上でございます。

○議長（一木良一君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

2点目のPCR検査につきましてお答えさせていただきます。

1点目の1回幾らかというところですが、1回2万円を想定しております。人数につきましては、50人の2回ということで、100人で200万円ということでございます。

個人負担につきましては、クラスター防止ということで主眼を置いておりますので、個人負担をいただく予定はございません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

7番 中島ゆき子君。

○7番（中島ゆき子君）

今ほど御説明いただきました観光交流センターにつきましては、下呂市全体の発信地域になるという、施設になるという説明も以前からいただいておりますので、しっかり今後、下呂市全体のいろんな観光、産業に対しての発信場所となりますよう、しっかり市からも御指導いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

PCR検査に関しては了承いたしました。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

私からは、2点お伺いいたします。

資料の12ページ、債務負担行為の補正のところ、先ほど、過年補助災害復旧工事（建設課）という説明がございました。この概要資料によりましても、農林業施設の災害復旧に係る補正がたくさん上がっております。これは、農林業施設に係るものについてもこういった予算措置が必要ではないのか、またどういうお考えなのかお伺いいたします。

それともう一点、18ページの最上段の保育所費、臨時給食調理員の執務増によるというような、資料にありました。それで、ワクチン接種の副反応等による欠員とありますが、公設公営の保育、

こども園に対する対応なのか、公設民営の施設からもそういった声が上がってきたのか。

また、ちまたで騒がれております3回目のワクチン接種に対応するようなお考えがあるのか、それらも加味しておるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（一木良一君）

農林部長。

○農林部長（都竹 卓君）

今ほど御質問いただきました農業施設の災害復旧につきましては、今のところ11月8日から11日にかけて、国の災害査定が行われるというふうに予定と聞いております。

その後、発注準備を行いまして、恐らく年明けぐらいになるのではないかとと思いますが、そこではっきりしたところで予定工期が取れなければ繰越しという形で今のところは考えております。以上でございます。

○議長（一木良一君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

私のほうから、2点目の保育所運営費の関係でございますが、対象となりますのは公設公営の3保育園ということでございます。

それで、3回目の対応についてということですが、今のところ、3回目の分もある程度は見込むような形で上げておりますが、実際、もう少し多くなったり少なくなったりということは考えられますので、そのときにまた必要であればお願いすることになると思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

災害復旧につきましては、ちゅうちょせず繰越しや債務負担の予算措置を取られ、ただでなくとも建設業者が大分手いっぱい疲弊しております。その辺、工期の設定を十分に取っていただくようお願いしておきます。

また、保育所費につきましても柔軟な対応をしていただきますようによろしくお伺いいたします。以上です。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

19ページの行政検査対象外の子供たちへのPCR検査、200万ということで答えていただきま

した。こういう姿勢でぜひ向かっていただきたい。

それで、使わずに済むのが一番いいんですけど、もしものときのということでこういう体制を取っていただいたということで、新規感染者が減って今月中でいろんな制限も緩和されていくという状況ですが、やっぱりそういう状況が逆にまた増える原因になる危険性も言われています。そういう中で、老人施設辺りでも、ワクチンを打ったけれども、クラスターが出ているところが県内でも出ています。そして、子供さんが小さいところはワクチンを打てないわけですから、保育士さんや先生たちについてもやっぱり検査をしていったほうがそういう悪い循環をつくり出さないという点ではいいと思いますんで、下呂市には今のところそういうことは出ていませんけれども、やっぱり一番最初に言ったように、使わなきゃそれでよしなんやもんで、使わずに終わったということで、そういう体制を取っていくことで市民を励ます、そういうことになると思いますので、ぜひ前から言っていますように、そういう人たちへの検査というのもできるような体制、準備というのは検討してください。

一言、お願いします。

○議長（一木良一君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

今ほどのお話の中で、児童・生徒さんについては今回のこの補正でお願いをするということで、それ以外の老人施設等につきましても、従来、半額補助というような形で補助してきて、半額じゃないですけど、補助してきておる制度がありますので、そちらを拡大してやっていきたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

今回の補正で災害復旧費県補助金の中で、農業施設等災害復旧費補助金、こう出ております。これは具体的にどういう内容の災害が起きたのか説明をお願いいたします。

ページ数は17ページです、上段。

○議長（一木良一君）

農林部長。

○農林部長（都竹 卓君）

現年補助農業施設災害復旧事業ですが、まず小坂町大洞で小坂第2用水というところが路側崩壊、それから落合の麦島用水が護岸の根接ぎが損傷、それから小川大林の大林笠垣内頭首工ですが、これは河川の横断構造物が破損と、このような被災状況になっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

10番 伊藤厳悟君。

○10番（伊藤厳悟君）

今回の災害では、農業施設、今はそれぞれ水路とか等々の話が出ましたが、ハウスとかそういう被害はなかったですか。

○議長（一木良一君）

農林部長。

○農林部長（都竹 卓君）

ハウス等の被害については、今のところ報告は伺っておりません。以上でございます。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第109号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第109号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第109号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第11号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第109号は原案のとおり可決されました。

---

◎委員会提出議案第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

## ○議長（一木良一君）

日程第45、委員会提出議案第4号 下呂市議会政務活動費の交付に関する条例についてを議題といたします。

委員会提出議案第4号について、趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 田中副武君。

## ○議会改革特別委員長（田中副武君）

ただいま、日程第45をもちまして議題に供していただきました委員会提出議案第4号 下呂市議会政務活動費の交付に関する条例についてにつきまして、趣旨説明をさせていただきます。

委員会提出議案の1ページを御覧ください。

委員会提出議案第4号 下呂市議会政務活動費の交付に関する条例について。

下呂市議会政務活動費の交付に関する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月29日提出。下呂市議会議会改革特別委員会委員長 田中副武。

提案理由でございます。地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるとともに、政務活動費を交付することにより、議員の政策形成能力の向上及び議会の審議機能の強化を図ることを目的として当該条例を制定するものでございます。

以降は、条例要綱にて御説明申し上げますので、7ページを御覧ください。

下呂市議会政務活動費の交付に関する条例要綱。

1. 制定理由。こちらは、今ほど提案理由と重複をいたしますので、説明を割愛させていただきます。

2. 概要。主な概要につきまして申し上げます。

(1) 政務活動費の交付対象は、会派または議員とします。第2条関係でございます。

(2) 政務活動費の額は、会派所属議員及び議員1人当たり年額12万円を上限といたします。第3条関係でございます。

(3) 政務活動費の交付の方法は、上半期及び下半期の期間ごとの実績に応じ請求のあったものに交付するものといたします。第4条関係です。

(4) 会派に対する政務活動費の交付に関する取扱いについて定めます。第5条関係でございます。

(5) 議員に対する政務活動費の交付に係る取扱いについて定めます。第6条関係でございます。

(6) 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、会派または議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費といたします。第7条、別表関係でございます。

(7) 政務活動費の交付申請方法について定めます。第8条関係です。

(8) 政務活動費の交付の決定及び通知に関して定めます。第9条関係でございます。



資料は8ページになります。

(9) 政務活動費の交付を受けようとする会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければいけないものとしたします。第10条関係です。

(10) 政務活動費に係る実績報告の方法について定めます。第11条関係です。

(11) 政務活動費の交付の確定及び通知に関して定めます。第12条関係でございます。

(12) 政務活動費の交付請求及び支払いに関して定めます。第13条関係でございます。

(13) 政務活動費の交付決定の取消し及び返還に関して定めます。第14条関係でございます。

(14) 政務活動費に係る実績報告書等の保存期間について定めます。第15条関係です。

(15) 議長は、政務活動費に係る実績報告書等の公開・閲覧により、その使途の透明性の確保に努めるものとしたします。第16条関係です。

(16) この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は市長が規則に定めるものとしたします。第17条関係でございます。

(17) この条例は、令和3年10月1日から施行します。附則関係でございます。

以上が、提出条例案の概要でございます。詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりでございます。

この条例の制定に関しまして、少し補足説明をさせていただきます。

政務活動費については、議会の活性化を図り、議会の審議能力を高めるためには議員の調査活動における基盤強化が必要であるという観点から、地方自治法で議員に認められている交付金制度ということになります。

下呂市では、これまで政務活動費制度を設けず、各議員においてはそれぞれの負担の中で政策課題に対する調査研究などを行ってまいりましたが、平成22年に議会改革を進めるための議会改革特別委員会が設置されたことから、そこで政務活動費の導入についても調査研究課題の一つと位置づけ、検討がされてまいりました。その中で、政務活動費の有効活用の方向性が示され、本年4月に施行した議会基本条例にも盛り込み、併せて政務活動費の交付の方法や交付額などはそれぞれの自治体が条例で定めることが地方自治法で義務づけられています。これまで、市民の皆様にご理解いただくことができるよう、条例の制定に向けて協議を積み重ねてまいりました。

本年2月には、たたき台となる委員会としての条例案とその条例に基づいた詳細な手続などを定める規則案、また政務活動費の適正な執行を図るための政務活動費取扱いマニュアル案を作成し、その後、議会全員協議会での提案、意見聴取、市民の皆様からの条例案に対する意見を求めるパブリックコメントの実施を行ってまいりました。そこで寄せられました意見を反映しながら最終条例案を策定し、6月に開催されました議会全員協議会において議会への条例案提出に当たっての基本的な合意に至ったものでございます。

先ほど、条例要綱による説明と若干重複する部分もありますが、下呂市議会が導入しようとしている政務活動費制度のポイントだけお伝えさせていただきます。

1つとして、適正と認められた実費だけを後日支給する完全後払い制とします。政務活動費を

事前に支給し、余った分を返すといった前払い制が一般的で、もらった分を使い切ろうとして不正を行う事案が後を絶たない状況の中、後払い制を採用することといたしました。

2つ目としましては、政務活動費の額についてですが、議員1人当たり年額12万円を交付の上限としております。この額は、近隣市の例を参考に、必要最小限の額として設定をさせていただいております。

3つ目としまして、政務活動費を充てることができるのは市政の課題及び市民の意思を把握し市政に反映させる活動、その他、住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に限定をいたします。具体的には、条例とは別に政務活動費取扱いマニュアルの中で充当対象とする経費、対象外とする経費などを明確にすることで適正な運用を目指してまいります。

4つ目としまして、政務活動費に係る実績報告等の公開、閲覧を行っていくことにより、政務活動費の使途の透明性の確保に努め、議員活動の見える化にもつなげていきたい、このように考えております。

こうした制度の下に、市民の皆様への負託に応えられる議会として、市民の皆様からの声を反映した政策の立案や提言に向けた必要な調査研究などに政務活動費を有効に活用させていただきたいと考えております。

議員各位におかれましては、改めて提案の趣旨に御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

市民の皆様におかれましても、より一層の御理解と御協力をどうかお願いを申し上げます。

趣旨説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いを申し上げます。

#### ○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員会提出議案第4号 下呂市議会政務活動費の交付に関する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、委員会提出議案第4号については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

##### ○議長（一木良一君）

日程第46、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査申出について

##### ○議長（一木良一君）

日程第47、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありますので、許可いたします。

市長。

##### ○市長（山内 登君）

ただいま、議長より発言の御許可をいただきましたので、9月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まずは、提出議案及び令和2年度決算の認定につきまして全てお認めいただき、誠にありがとうございました。

特に、新型コロナウイルス感染症につきましては、明日30日をもって緊急事態宣言は解除の方針となっておりますが、補正予算でお認めいただきました第6次総合対策を柱として第5波の終息を確実なものにするための感染防止対策のさらなる徹底と、観光をはじめとした社会経済活動や日常の市民生活を再び取り戻すべく、諸対策を進めてまいります。

最後になりますが、議員の皆様方には、市政を担う車の両輪として今後とも御協力と御指導を

賜りますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（一木良一君）

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで、令和3年第6回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時17分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月29日

議 長 一 木 良 一

署名議員 3番 飯 塚 英 夫

署名議員 4番 森 哲 士